

## いのち・MIRAI 教室等支援ボランティア実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）の業務を支援するボランティア（以下「業務支援ボランティア」という。）のうち、センターが実施するいのち・MIRAI 教室の支援や来所者へのセンター案内などを実施するボランティア（以下「いのち・MIRAI 教室等支援ボランティア」という。）の設置及び運営のために、必要な事項を定める。

### (いのち・MIRAI 教室等支援ボランティアの要件)

第2条 いのち・MIRAI 教室等支援ボランティアは、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) かわさき犬・猫愛護ボランティアに登録している者
- (2) 業務支援ボランティア審査要領に規定する審査を通過した者
- (3) センター職員の指示のもと、活動を行う者
- (4) 多種多様な考え方を受け入れ、川崎市の方針に従う者

### (活動内容等)

第3条 いのち・MIRAI 教室等支援ボランティアは、主に次の内容にかかわる活動を行うこととする。

- (1) 来所者へのセンター案内や来所型いのち・MIRAI 教室の支援を行う。
  - (2) 訪問型いのち・MIRAI 教室の支援を行う。
  - (3) 動物介在活動に参加する。
- 2 前項第2号の活動については、専門性等を鑑み同項第1号の活動を一定期間実施後、必要な研修を修了し、センター所長がその専門性等について妥当と認めた者のみ行うものとする。
- 3 第1項第3号の活動については、専門性等を鑑み同項第2号の活動を一定期間実施後、センター所長がその専門性等について妥当と認めた者のみ行うものとする。

### (いのち・MIRAI 教室等支援ボランティアの登録)

第4条 いのち・MIRAI 教室等支援ボランティアに登録を希望する者は、いのち・MIRAI 教室等支援ボランティア登録申請書（第1号様式）、同意書（第2号様式）をセンター所長に提出し、いのち・MIRAI 教室等支援ボランティア個別研修を受講するものとする。

(変更・抹消等)

第5条 いのち・MIRAI教室等支援ボランティアは、いのち・MIRAI教室等支援ボランティア登録申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかにいのち・MIRAI教室等支援ボランティア登録申請書記載事項変更届（第3号様式）をセンター所長に提出しなければならない。

2 いのち・MIRAI教室等支援ボランティアは、登録の抹消を希望する場合は、速やかにいのち・MIRAI教室等支援ボランティア登録抹消届（第4号様式）を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第6条 センター所長は、第2条の要件に該当しないと判断した場合、前条第2項に規定する届出があった場合、その他センター所長が必要と判断した場合には、当該ボランティアの登録を取り消すことができるものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月9日から施行する。